

静岡県食品衛生規則及び知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第27号

静岡県食品衛生規則及び知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(静岡県食品衛生規則の一部改正)

第1条 静岡県食品衛生規則（平成12年静岡県規則第97号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(当該職員の指定)</p> <p>第2条 法第9条第1項ただし書の当該職員は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項のと畜検査員及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）第49条の食鳥検査員とする。</p> <p>(許可証の交付及び提示)</p> <p>第3条 知事は、法第52条第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者に営業許可証（以下「許可証」という。）を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(廃業及び休業)</p> <p>第4条 法第52条第1項の規定により営業の許可を受けた者が、<u>次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第1号に該当するときは、許可証を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 営業を廃止したとき。</u></p> <p><u>(2) 引き続き1月以上営業を休止するとき。</u></p> <p>(許可の失効)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、法第52条第1項の規定により受けた営業の許可は、その効力を失う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(当該職員の指定)</p> <p>第2条 法第10条第1項ただし書の当該職員は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項のと畜検査員及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）第49条の食鳥検査員とする。</p> <p>(許可証の交付及び提示)</p> <p>第3条 知事は、法第55条第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者に営業許可証（以下「許可証」という。）を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休業)</p> <p>第4条 法第55条第1項の規定により営業の許可を受けた者が、<u>引き続き1月以上営業を休止する場合は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(許可の失効)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、法第55条第1項の規定により受けた営業の許可は、その効力を失う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(許可証の返納)

第6条 法第52条第1項の規定により営業の許可を受けた者が、法第54条から第56条までの規定により許可の取消しを受けたとき、又は前条(第1号を除く。)の規定により許可の効力を失ったときは、遅滞なく、許可証を返納届書に添えて知事に返納しなければならない。

2 (略)

(営業許可の実地調査)

第7条 省令第67条の規定による申請書の提出があったときは、食品衛生監視員は、その施設が法第51条に基づく基準に適合するか否かを、実地に調査しなければならない。

(営業施設の基準)

第8条 条例別表第3に規定する別に規則で定める施設の構造及び設備は、別表のとおりとする。

(営業以外の食品供与施設)

第9条 条例第4条に規定する規則で定める施設は、法第62条第3項に規定する施設(1回に50食以上又は1日に100食以上の食品を供与するものに限り)とする。

(連署)

第11条 (略)

(提出書類の数及び経由)

第12条 法、政令、省令、条例及びこの規則の規定により、知事に提出する書類は正副2通とし、その営業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由しなければならない。ただし、知事の権限の一部を保健所長に委任する規則(昭和48年静岡県規則第4号)の規定により保健所長に委任されている事務に係る提出書類は、正本1通とする。

(許可証の返納)

第6条 法第55条第1項の規定により営業の許可を受けた者が、法第59条から第61条までの規定により許可の取消しを受けたとき、又は前条(第1号を除く。)の規定により許可の効力を失ったときは、遅滞なく、許可証を返納届書に添えて知事に返納しなければならない。

2 (略)

(営業許可の実地調査)

第7条 省令第67条の規定による申請書の提出があったときは、食品衛生監視員は、その施設が法第54条に基づく基準に適合するか否かを、実地に調査しなければならない。

第8条及び第9条 削除

(連署)

第11条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
別表を削る。

(知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則（令和2年静岡県規則第75号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

																		(5) <u>第57条第1項の規定による届出の受付</u>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------

を

																		(5) <u>第57条第1項又は同条第2項において準用する第56条第2項の規定による届出の受付</u>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

に、

23	(略)	(1) <u>第71条の規定による届出(21の項の(4)に掲げる許可に係るものに限る。)</u> の受付
23	(略)	(1) 第71条の規定による届出の受付

を

23	(略)	(1) <u>第71条の規定による届出(21の項の(4)に掲げる許可に係るものに限る。)</u> の受付
23	(略)	(1) 第71条の規定による届出の受付 (2) <u>第71条の2の届出書の受付</u>

に改める。

附 則

- この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第1条中静岡県食品衛生規則第2条の改正及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に関する第1条の規定による改正前の静岡県食品衛生規則の適用については、なお従前の例による。